

# 育児時短勤務手当金 【地共済法第70条の5】 令和7年4月1日施行

2歳未満の子を養育するために勤務時間を短縮する勤務をした場合に支給されます。

## 支給要件

2歳の誕生日の前々日まで

2歳未満の子を養育するために総務省令で定める  
育児時短勤務をするとき

総務省で定める**育児時短勤務**とは  
地方公務員の育児休業等に関する法律

- ①第10条 **育児短時間勤務**
- ②第19条 **部分休業**

## 支給対象月

育児時短勤務開始日の属する月から育児時短勤務  
終了日の属する月まで

(該当条件)

- その月の初日から末日まで引き続いて組合員
- 育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る

例) 開始日 令和7年4月7日  
終了日 令和7年5月21日

支給対象月 4月、5月

4月	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

5月	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

6月	月	火	水	木	金	土	日
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

### ①育児短時間勤務

- ・支給対象月 4月、5月
- 4月 減額されるので支給あり
- 5月 減額されるので支給あり

### ②部分休業

- ・支給対象月 4月、5月
- 部分休業は、給与の減額が翌月となる
- 4月 減額されないので支給なし
- 5月 減額されるので支給あり
- 6月 減額されるが支給対象月ではないため支給なし

## 支給額

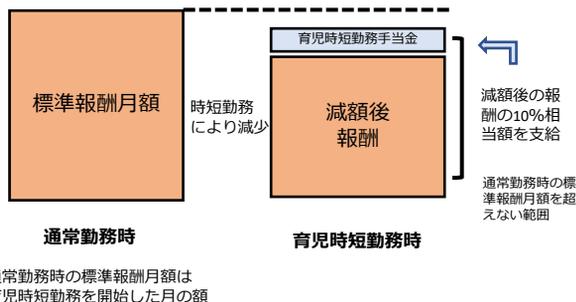
支給対象月に支払われた報酬額（減額後）の  
最大10%に相当する額

※支給対象月に支払われた報酬額とは、地方自治法第204条第1項及び第2項に規定する手当のうち**期末手当、勤勉手当**その他政令で定める手当を**除いたもの**です。

※減額後の報酬が育児時短勤務を開始した月の**標準報酬月額**の90%未満である場合は10%。

※減額後の報酬が育児時短勤務を開始した月の**標準報酬月額**の90%以上100%未満の場合は、90%を超える額に応じて10%から一定の割合で**逦減**させます。

## ■育児時短勤務手当金のイメージ



## 経過措置

施行日前から引き続き育児時短勤務をしている者は施行日を開始日として支給される

## その他

- 請求は支給対象月ごとです。
- 育児休業から引き続いていなくても支給されます。
- 資格取得時から育児時短勤務を行うと減額後の額で資格取得時決定の標準報酬月額となります。
- 遡って給与改定が行われた場合の差額は考慮しません。
- 育児時短勤務を取得している間に傷病により欠勤し報酬が減額された場合は、欠勤による減額も含めた額で算定します。
- 労働基準法第67条に規定する育児時間も育児時短勤務に該当します。
- 通勤手当（定期券）は支給対象月のひと月分で算定します。

# 育児時短勤務手当金請求書

初回    2回目以降    最終回

組合員等記号・番号	組合員氏名		所属機関		
—	男 女				
育児時短勤務開始時の標準報酬の等級及び月額	第 等級	円	育児時短勤務に係る子	生年月日	
育児時短勤務の開始年月日（辞令）			育児時短勤務終了予定年月日（辞令）		
請求期間（年月日）	～			まで	最終回 (最終回時に✓) <input type="checkbox"/>
※2歳到達の場合は誕生日の前々日を記載					
請求終了理由（最終請求時に記載）	・ 2歳到達    ・ 2歳到達以外    2歳到達以外の理由で請求を終了する場合で当初終了予定日（辞令）と異なる場合は、時短勤務の変更がわかる辞令のコピー等を提出してください。				

以下、太枠内は所属所担当者が記入してください。	いずれかに○    ・ 部分休業    ・ 短時間勤務
育児時短勤務を開始する前の1週間の所定勤務時間	
支給対象月中の1週間の所定勤務時間	※部分休業の場合は、支給対象月の平均を記載（実績）
支給対象月に支払われた報酬の額	円    （1月当たりの通勤手当及び寒冷地手当の額を含む）

上記のとおり請求します。

山口県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

住所

請求者 氏名（自署）

---

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属所長

## 1. 添付書類

- ①辞令等のコピー（時短勤務がわかるもの）
  - ②母子健康手帳のコピー（出生届出済証明のページ ※全て記載されていること）
  - ③支給対象月の報酬額証明書【所属所作成】 …… 毎回
- ※必要に応じて、他の添付書類を求める場合があります。
- ①、②は初回のみ

2. 組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

3. 育児時短勤務手当金請求書は経過した月ごとに提出してください。

※共済組合 使用欄	受付印	上記のとおり決定してよろしいか	
		課 長	担 当

決定金額